

岡山大学保育所保育アドバイザー設置要項

〔平成22年4月1日〕
理事 裁 定

（設置）

第1条 岡山大学保育所（以下「保育所」という。）の機能及び保育の質の向上を図ることを目的として、保育等に関する有識者からの確な指導及び助言を受けるため、本学に保育アドバイザーを置く。

（職務内容）

第2条 保育アドバイザーは、次に掲げる業務に関する指導・助言を行う。

- 一 保育所における保育の環境整備に関すること
- 二 保育所における保育・食育に関すること
- 三 「保育課程」の編成並びに「指導計画」の作成に関すること
- 四 保育所並びに保育士の自己評価に関すること
- 五 保育所に勤務する保育士等の資質向上に関すること
- 六 その他保育所に関し、企画・総務担当理事が必要と認めること

（選任）

第3条 保育アドバイザーは、本学の大学院教育学研究科幼児教育講座の教員のうちから、企画・総務担当理事が選任する。

- 2 企画・総務担当理事が必要と認めたときは、前項に掲げる者以外の保育、食育に関する有識者を保育アドバイザーに選任することができる。

（雑則）

第4条 この要項に定めるもののほか、保育アドバイザーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。